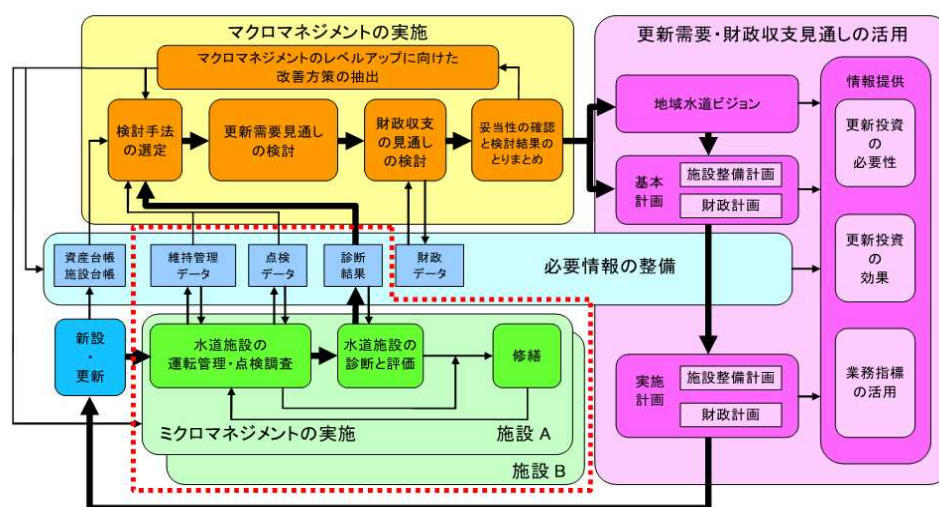


○水道施設の点検を含む維持・修繕の義務化の背景

老朽化等に起因する事故の防止や水道水の安定供給のため、施設の長寿命化を図り、設備費用を抑制するとともに、長期的な更新需要の把握に必要な施設の健全性を確認する観点から、水道施設の点検を含む維持・修繕は極めて重要です。しかし、水道施設の点検の実施状況については、機械・電気・計装設備では約9割の事業者で日常点検が、約8割で定期点検がそれぞれ実施されているものの、管路では約4割、約3割と実施率が低くなっています。**コンクリート構造物については、約7割の事業者で日常点検が行われているものの、定期点検の実施率は約1割にとどまっています。**



破線の範囲が点検を含む維持・修繕

出典：水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（厚生労働省）

○維持・修繕として求められていること

水道事業者は、水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うことが位置付けられています。なかでも、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る）にあつては、**おおむね5年に1回以上の適切な頻度**で行うことが求められています。また、点検により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異常があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずることが求められています。さらに、**コンクリート構造物の点検を行った場合は、点検の年月日、点検を実施した者の氏名、点検の結果について、次の点検を行うまでの期間保存**しなければなりません。

○まとめ

求められていることは**あたりまえ**のことです。ただし、それを**軽く見ず、ちゃんとやる**には、まずは計画が必要と思います。まずは、点検対象のコンクリート構造物について、いつやるのか、だれがやるのか、どの施設からやるのか、どうやってやるのか、記録する様式はどれを用いるのか等、まずは計画してはどうでしょうか。

【根拠文献】水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン